

一般会計の主な使い道

総務	庁舎空調設備等改修工事請負費	6694万円
	財政調整基金積立金	2億9651万円
	業務システム再構築事業分担金	4883万円
	水源涵養林用地取得費	2591万円
	参議院議員通常選挙費	840万円
民生	国民健康保険特別会計繰出金	2億4833万円
	後期高齢者医療特別会計繰出金	6393万円
	後期高齢者医療療養給付費負担金	2億3927万円
	福岡県介護保険広域連合本部負担金	2億5920万円
	障害者福祉・支援費	4億257万円
	児童手当	5億7347万円
	保育園保育実施委託料	1億8780万円
衛生	住民健康対策、保健事業費	1億6387万円
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金	5億3060万円
農水	農業集落排水事業特別会計繰出金	5008万円
土木	城山～新原線舗装改良工事請負費	6083万円
	城山団地道路改良工事請負費	5260万円
	城山～樋の元線道路改良工事請負費	2001万円
	城山西側線道路改良工事請負費	1895万円
	古の添～上の原線舗装改良工事請負費	1359万円
	東干田3号線道路改良工事請負費	1049万円
	須恵～粕屋線他通学路交通安全対策工事請負費	1253万円
	道路台帳整備業務委託料	1628万円
	公共下水道事業特別会計繰出金	2億4694万円
	消防	小型動力ポンプ積載車購入費
教育	少人数指導・スクールソーシャルワーカー費	2361万円
	要保護及び準要保護児童生徒扶助費	2462万円
	小学校給食調理等業務民間委託料	4216万円
	第二小学校舎増築工事請負費	8694万円
	南幼稚園給食室新設等工事請負費	6669万円
	文化会館駐車場用地取得費	3154万円
	須恵中美術室改修工事請負費	725万円
その他	緊急雇用創出事業・重点分野雇用創出事業費	1075万円
	町債元金償還金	5億8184万円
	町債利子償還金	8784万円

基金・財政調整基金等

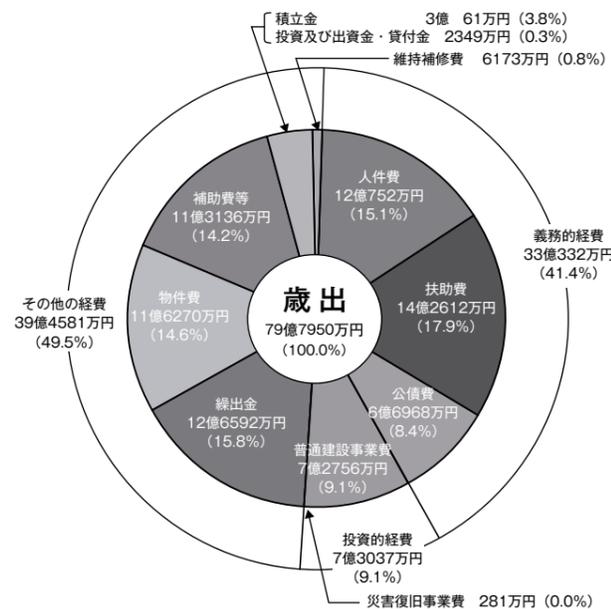
町有地売払い収入や利子などを積み立てた基金積立金は、3億61万円で、24年度に比べ5711万円の増額となりました。
その用途が特定されていない財政調整基金と減債基金を合わせた残高は28億6129万円となっています。
このほかに用途が特定されている水道水源保全基金より2591万円を一般会計へ繰り入れて須恵ダム周辺の水源涵養林用地を購入しています。
※平成25年度末現在、一般会計にはその用途が特定されていない財政調整基金、減債基金と、特定されている自然教育林基金、水道水源保全基金を設置しています。

平成25年度決算

繰出金 12億6592万円
(前年度比8409万円増)

歳出 79億7950万円

4601万円増(前年度比)



■歳出

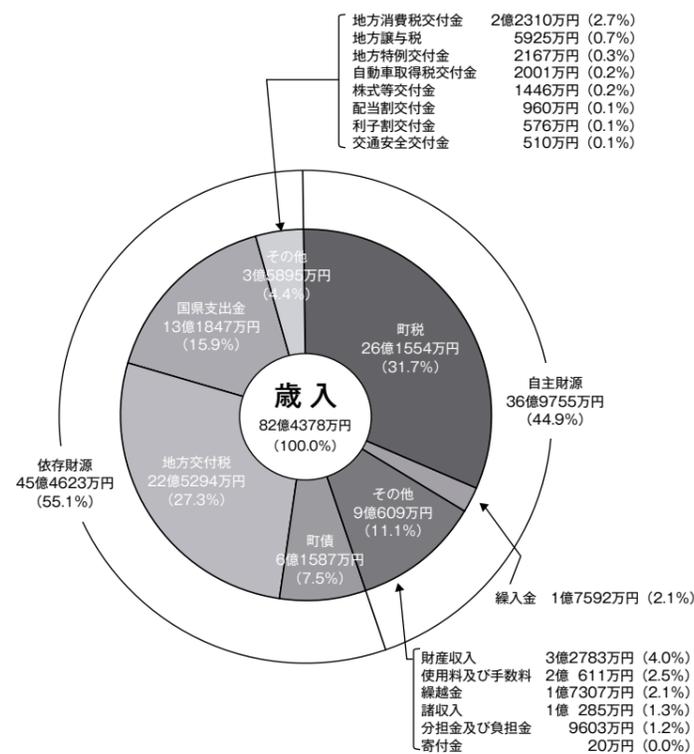
平成24年度に比べて4601万円の増額となりました。平成24年度事業のれいんぼー幼稚園の建設が終了したため普通建設事業費が2億2007万円(前年度比△23.2%)の減額となっています。国民健康保険や後期高齢者医療、公共下水道の特別会計や介護保険事業への繰出金8409万円(前年度比7.1%)が増加の主なものになりました。

平成25年度の一般会計および特別会計、水道事業会計の決算が9月定例議会で審議のうえ、認定されました。

地方交付税 22億5294万円
(前年度比1262万円増)

歳入 82億4378万円

1億3722万円増(前年度比)



■歳入

平成24年度に比べて1億3722万円の増額となりました。大規模な工場、倉庫などの建設や法人の設立件数の増加により町税が26億1554万円となり6480万円(前年度比2.5%)の増となりました。また、第二小学校舎増築や、道路改良などの国庫支出金1億4732万円(前年度比20.9%)が増額の主なものになりました。

一般・特別会計・水道事業決算額内訳

(単位：千円)

会計別	歳入歳出別	歳入	歳出	差引額
一般会計		8,243,785	7,979,508	264,277
特別会計	国民健康保険	3,327,148	3,322,699	4,449
	後期高齢者医療	259,956	246,946	13,010
	公共下水道事業	1,051,749	1,044,786	6,963
	農業集落排水事業	85,833	82,003	3,830
水道事業	収益的	598,428	559,406	39,022
	資本的	43,375	247,909	△204,534
総額		13,610,274	13,483,257	127,017

健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率 (単位%)

団体名	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
須恵町の算定値	-	-	9.5	38.9
早期健全化基準	14.78	19.78	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

公営企業の資金不足比率 (単位%)

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
⑤資金不足比率	-	-	-
経営健全化基準	20.0		

《健全化判断比率および資金不足比率の公表》

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。
いずれの比率も健全化基準を下回っているため、健全であると言えます。
※①～④の比率いずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければなりません。
※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。
※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。